

## はじめに

学問と芸術が私たちの前に提供・提示されるとき、それは著作物である。しかし著作物の著作権、特に著作財産権だけに焦点を当てて考えてしまうと、著作権は経済問題に限定されてしまい、人間とは何かという問いや、人間が如何に生くべきかという問いが捨象されてしまう。

著作物は私たちに生きる喜びや勇気を与えてくれるものであるのだから、この著作物の存在や著作物の影響、そして著作物を生み出す人間、著作者という存在をもう一度考え直すことが重要ではないか、と私は考えた。

本書の概要を少しだけ述べておきたい。

第一章では、著作権の誕生とそれが制度化されていく歴史を簡単にみる。

第二章では、著作者人格権について考察する。著作財産権を強く主張するために著作者人格権の権利が強すぎるから弱めたほうがいいとの主張に反論する。著作者人格権の前に、

私たちには基本的人権という考え方や一般的人格権、個別的人格権という考え方を既に獲得しているが、それは人間として生きるうえでの基本的、根源的な考え方であるはずだが、その上に著作者人格権があることを検証したいと思う。さらに表現の自由か人格権を守るかというきわどい問題でもあるパロディについても考えてみた。

第三章では、著作物の価値を扱い、特に著作物の文化的価値について考える。そして経済的価値としての著作物使用料もまた長い歴史のなかで定められてきたものであるから、そう簡単には否定できないことをみていく。

第四章では、最も現代的な課題として、AI（人工知能）について考える。AIを構成するのは、著作権法で保護対象とされるプログラムとデータベースである。このプログラムとデータベースだけでなく、AIからの生成物の一つに楽曲や歌詞があるが、この楽曲や歌詞に著作権が認められるか否かを検討する。

第五章では、TPP（環太平洋経済連携協定）と著作権についてふれる。TPPは紆余曲折のある長い貿易交渉であったが、ここで取り上げるのは、著作権の存続期間（著作物の保護期間）延長問題、著作権侵害罪の一部非親告罪化の問題、そしてこれでやっと戦後も終わるとされる戦時加算解消問題である。

第六章では、共謀罪にふれ、現行憲法における思想・良心の自由が、戦前・戦中の治安維持法を否定したところから諸外国にない規定として制定されていること、治安維持法が頭の中で考えたこと、表現されたものでなくても逮捕・拘束された悪法であり、著作権法において保護される「思想又は感情を創作的に表現したもの」以前に人間を否定したものであったことを検証する。

最後の第七章では、著作権制度の最終目標をあらためて考えてみた。著作権制度を支えるのは現実的には、著作権等管理事業者の文化的な役割があることについて述べた。

二〇一九年七月

堀之内 清彦

## 目次

はじめに i

### 第一章 著作権の誕生と制度化の歴史

第一節 著作権／私的所有と文化的所産 2

第二節 著作権の誕生とアン法の成立 4

第三節 福沢諭吉の言説と旧著作権法の成立過程 11

第四節 アメリカの影響を受ける日本法 15

第五節 大陸法と英米法 17

第六節 日本における比較法 21

第七節 文化多様性条約 24

### 第二章 著作者人格権

第一節 著作者人格権 36

(1) 著作者人格権の基本三条 36

(2) 著作者人格権に関わる他の重要な条文 41

① 著作者人格権の第四の権利（第一二三条第六項と第六〇条） ② 著作者人格権の一身専

属性（第五九条） ③ 著作者死後の人格的利益の保護（第六〇条） ④ 著作者死後の人

格的利益の保護措置（著作権法第一二六条） ⑤ 刑事罰（第一二〇条）

(3) 著作者人格権を著作権法上に十分定めていないアメリカ 48

(4) 著作者人格権と著作権はコインの表裏 50

第二節 憲法の定める基本的人権と著作者人格権 51

(1) 基本的人権とは何か 51

(2) 人権とは基本的人権と同義 52

(3) 人格権とは何か 53

(4) 憲法で定める基本的人権 54

(5) 人権と人格権の関係性 55

① 人権と人格権の同質性 ② 人権と人格権の差異

(6) 基本的人権（一般的人格権）と著作者人格権 60

第三節 著作権の制限と著作者人格権への影響 63

第四節 著作者と著作物との関係 66

第五節 パロディとは何か——同一性保持権と表現の自由 68

### 第三章 著作物の価値

第一節 著作物とは何か 74

第二節 著作者とは何か 76

第三節 著作物の創作 81

第四節 著作物の評価 82

第五節 著作物の使用価値と交換価値 84

第六節 著作物の文化的価値——デイビット・スロスビーの主張をめぐって 90

(1) 文化的価値 90

(2) 経済的価値追求の終焉 97

第七節 著作物の使用料 100

(1) 著作物の使用料とは何か 103

(2) 著作物使用料の額、使用料率、考え方の基本 105

(3) 著作物使用料の高低議論を超えて 110

## 第四章 AI（人口知能）と著作権

第一節 AIとは何か 114

第二節 AIの生成物——自動作曲システムOrpheus（オルフェウス）をめぐって 117

第三節 Orpheus（オルフェウス）の責任主体 120

第四節 ビッグデータとは何か 125

第五節 絵をもとに歌詞を作る『AI作詞家』 127

第六節 実証実験の必要性 128

第七節 英国著作権法 130

## 第五章 TPPと著作権

第一節 TPPと著作権 134

第二節 著作物等の保護期間の延長 136

第三節 著作権等侵害罪の一部非親告罪化 141

（1）親告罪とは 141

（2）著作権法における親告罪 142

（3）親告罪を非親告罪にすることの意味 144

(4) なぜTPPの議題になるのか 145

(5) 日本弁護士連合会(日弁連)の反対 146

(6) TPPと非親告罪化に係る著作権法改正 148

#### 第四節 著作権の戦時加算問題 152

(1) 日本における戦時加算に関する決議(CISAC決議) 153

(2) TPPでの議論 対象国は四か国 154

(3) 戦時加算問題はいずれ自然消滅する 155

(4) 戦時加算解消の最終段階 158

#### 第五節 TPPと日・EU経済連携協定(EPA) 160

### 第六章 「共謀罪」と著作権

#### 第一節 「共謀罪」とは何か 166

(1) 「共謀罪」施行前の日本の法体系 166

(2) 「共謀罪」の正式名称 167

(3) 「共謀罪」の成立と著作権法への影響 170

(4) なぜ「テロ等準備罪」か 174

第二節	監視社会	181
(1)	「共謀罪」の真の狙い	181
(2)	「共謀罪」と治安維持法	184
第三節	「内心の自由」——「表現の自由」と著作物	190
(1)	「表現の自由」と著作物	190
(2)	著作者について	194
第四節	憲法・幸福追求権	195
(1)	幸福追求権と人格権	195
(2)	プライバシー権	198
第五節	国連特別報告者の批判	200
第六節	『スノーデン 日本への警告』について	203
<b>第七章</b>	<b>著作権制度の最終目標</b>	
第一節	著作権制度の重要性	210
第二節	「著作権等管理事業法」批判	215
(1)	仲介業務法	216

(2) 著作権等管理事業法の制定 218

(3) 著作権等管理事業法の制定の背景 223

(4) 公益法人制度改革 224

(5) 日米関係 225

① 日米関係の新たな展開と日本の対応

② 日米年次改革要望書と知的財産推進計画

第三節 著作権等管理事業者の文化的役割 229

著作権等管理事業者登録状況一覧(平成30年4月1日現在)(全27事業者) 232

【資料】著作権憲章(「著作者の権利」) 233

おわりに 243

## 第一節 著作権／私的所有と文化的所産

私的所有は、長い人類史の中で、その所有がどのような経緯でなされてきたか、例えば過剰な蓄積であるのか、略奪であるのか、あくどい商売や詐欺や泥棒であるのか、清貧の中でも明日に備えたものの蓄積なのか、あるいは裕福なものからの贈与されたものなのか等々様々なものがあるのであって、法律に違反するなど特別な事情がある場合を除き、いまさらそれを強制的に取り上げるようなことはできない。私的な所有を前提とした上で変革の方途を探るしかない。

ここでは、目に見える有体物を、私的に所有すること、すなわち、この物は私の物だという主張を保障することだといっているのだが、著作権をはじめとする知的財産権は目に見えないモノを想定していることから、自分の著作物、著作権などに関わることならともかく、一般的にはなかなか関心が向かないことであるし、理解し難いものであるが、近代はそれでも著作権、知的財産権などという名称を付けて保護、保障することになっている。だがむろんすべてを私的所有にすることはできない。私たちが社会的に関係性を維持し

ながら生活していくためには、すなわち私的所有を保護、保障するためには、一般に公権力といったものが必要とされている。それは構成員が、共済・共同組合等の原理で、お金と時間と労力を出し合い、自分たちのための税金制度をつくるなどすることである。共同で持合い、共同でその制度を維持していかなければならないものが出てくるわけである。そこに私的所有を一部であるが否定する何かが生まれる。公共福祉論というべきものである。

後にふれることになるが、著作権という考え方が発生し、著作者の権利としての著作権を具体的にどのようなように守っていくかは、著作者が団結して、それは私の著作権である、と主張するなど闘う必要がある。そのような闘う姿勢から生じてくるのが、その団結組織である著作権の管理団体である。逆にいえば著作権の管理団体は構成員である著作者の権利を守る団体ということになる。この著作権の対象となる著作物とは、著作者が創作した否定しがたい確固たる個人の財産であり、社会的には文化的所産というものである。そのような意味においては、著作物は公的な財産でもあり、著作物の保護期間が満了したとしても、公有（パブリックドメイン）などとよばれ、社会性を維持し続けるのである。

よって、この著作権管理団体は、私的なモノ、私的所有を守るものであるが、公的な性

格を持つ組織、団体ということになるのだろう。考え方としては、著作権の管理団体はシザック憲章（CISAC…著作権協会国際連合…巻末資料参照）第一三条がいうように非営利団体（商業上の組織でもなく、経済利益によって動機づけられた組織でもない）であるべきで、公共的な性格を有するべきものである。

## 第二節 著作権の誕生とアン法の成立

グーテンベルクによる印刷術の発明は、一四五〇年頃とされている。印刷会社、出版者が出現し、文字が一気に流通し、著作物が広範囲に伝達されて行く。印刷会社や出版者のほかに著作者という存在が出現する。一五四〇年頃にはイタリアのベネツィアで著作権法が制定されているとのであるが、筆者は詳細を知らない。しかし、その萌芽は見てとれる気がする。

著作者の出現が著作権という考え方を生み出すわけだが、その著作物の著作者を確定する前に、印刷物の大量発行があり、海賊版の横行が始まる。そして印刷会社、出版者の権利を守るために、著作者の権利としての著作権の考え方も法制化されることになる。

## 【著者略歴】

堀之内 清彦（ほりのうち・きよひこ）

1947年 東京生まれ

1971年 成城大学経済学部卒 社団法人日本音楽著作権協会入社

2007年 知的財産権調査室上席研究員

著作権問題を考える創作者団体協議会事務局他担当

2009年 『JASRAC70年史』（日本音楽著作権協会）執筆。『JASRAC概論』 紋谷暢男編（日本評論社）企画編集

2010年 『音楽著作権訴訟の論点60講』 田中豊編（日本評論社）企画

2011年 一般社団法人日本音楽著作権協会退職

著 書 『メディアと著作権』（2015年 論創社）

## 現代と著作権

---

2019年9月10日 初版第1刷印刷

2019年9月15日 初版第1刷発行

著 者 堀之内清彦

発行者 森下紀夫

発行所 論創社

東京都千代田区神田神保町 2-23 北井ビル 〒101-0051

tel. 03 (3264) 5254 fax. 03 (3264) 5232 web. <http://www.ronso.co.jp/>

郵便振替口座 00160-1-155266

装幀／宗利淳一＋田中奈緒子

印刷・製本／中央精版印刷 組版／フレックスアート

ISBN978-4-8460-1856-6 ©2019 Horinouchi Kiyohiko printed in Japan

落丁・乱丁本はお取り替えいたします。